

# 石川県公報

平成26年2月28日（金曜日）

号 外

（第 18 号）

## 目 次

**選挙管理委員会**  
○石川県議会議員補欠選挙につき選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第26号

平成26年3月16日執行予定の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年2月28日

石川県選挙管理委員会

- 被登録資格決定基準日  
平成26年3月6日。ただし、年齢については平成26年3月16日
- 登録日  
平成26年3月6日
- 縦覧期間  
平成26年3月7日

